

山形県職員の定年引上げについて

令和5年12月26日
総務部

1 定年の段階的引上げ

		→改正地方公務員法施行										
		令和4年度末 (2022年度末)	令和5年度末 (2023年度末)	令和6年度末 (2024年度末)	令和7年度末 (2025年度末)	令和8年度末 (2026年度末)	令和9年度末 (2027年度末)	令和10年度末 (2028年度末)	令和11年度末 (2029年度末)	令和12年度末 (2030年度末)	令和13年度末 (2031年度末)	令和14年度末 (2032年度末)
定年年齢→		定年61歳		定年62歳		定年63歳		定年64歳		定年65歳		
昭和37年度生まれ	60歳 退職	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳						
		再任用										
昭和38年度生まれ	59歳	60歳	61歳 退職	62歳	63歳	64歳	65歳					
		再任用										
昭和39年度生まれ	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 退職	63歳	64歳	65歳				
		再任用										
昭和40年度生まれ	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 退職	64歳	65歳			
		再任用										
昭和41年度生まれ	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 退職	65歳		
		再任用										
昭和42年度生まれ	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 退職	

2 定年引上げ後の60歳以降の働き方の選択肢

